

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課) ……
- 建築基準法による道路の指定の変更……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 建築基準法による道路の指定……………(同) ……
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課) ……
- 開発行為に関する工事完了(四件)……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 平成二十八年度自衛消防技術試験(臨時)の実施……………
- ……………(東京消防庁) ……

告示

● 東京都告示第七百七十五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
 平成二十八年十月二十七日
 東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日

江東区東京都市計画事業有明北土地 平成二十八年九月三十日
 区画整理事業仮換地符号有二一〇一
 二百十九、有二一〇二、二百三十四の
 一部及び有二一〇一、二百三十五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎二十四階中央)

● 東京都告示第七百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条	平成二十八	稲城市大字平	延長

第一項第四号の規定による道路 年九月二十七日
 尾字十二号千三百二十七番の
 一部及び同番地先並びに千三百三十番、千三百三十一番、千三百三十二番一、千三百三十三番、千三百三十四番一及び同番の各一部
 幅員 一〇三・二〇六・〇〇

● 東京都告示第七百七十七号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十八	稲城市大字坂	延長

年九月二十七日
 浜字十七号千二百八十八番四、同番四地先及び千二百八十九番二並びに大字平尾字十二号千三百二十七番、

幅員 九九・八〇 一三・九〇 一八九・四〇 六・〇〇 八・〇〇 一二・〇〇

千三百三十番、千三百三十一番、千三百三十二番一、千三百三十三番、千三百三十四番一及び同番二の各一部、千三百三十四番三並びに同番四、千三百三十五番一及び同番三の各一部、同番五、同番六、千三百三十六番一の一部、同番二、千三百三十七番四から同番六まで並びに同番八、同番九、同番十一、同番十二、同番十九、同番二十及び千三百三十九番三の各一部、同番四並びに同番七及び同番八の各一部

●東京都告示第七百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十七日

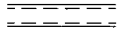



東京都知事 小池百合子

一 路線名 練馬所沢

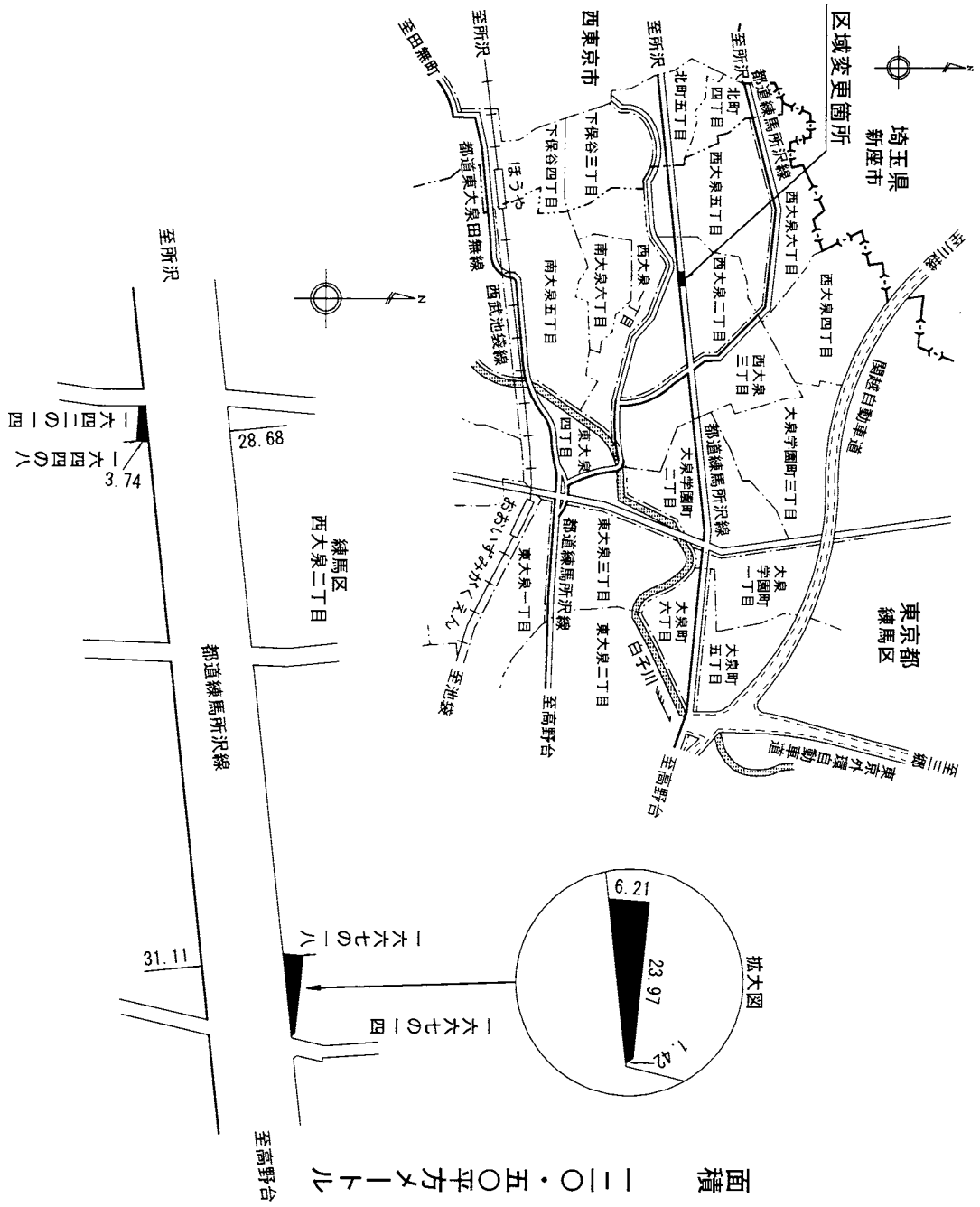
二 変更の区間 練馬区西大泉二丁目千六百六十七番十四地先から同所千六百四十二番十四地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図
都道練馬所沢線区域変更略図
練馬区西大泉二丁目地内

-  高速自動車国道
-  都道
-  特別区道
-  編入区域

延長 三六・六〇メートル
面積 一三〇・五〇平方メートル



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百四十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称	所 在 地
五反田リハビリテーション病院	品川区西五反田八丁目八番二十号
稲波脊椎・関節病院	品川区東品川三丁目十七番五号
ニチイホーム南品川	品川区南品川四丁目十三番一号
友愛園	世田谷区砧三丁目九番十一号
古畑病院	世田谷区池尻二丁目三十三番十号
グラナダ桜新町	世田谷区桜新町二丁目十二番四号
グラナダ世田谷上町	世田谷区桜三丁目三十二番十号
都市型軽費老人ホームケアハウス世田谷船橋	世田谷区船橋五丁目三十四番二号
ハピネスホーム・ひなぎくの丘	中野区弥生町五丁目十一番十五号

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年七月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人21環境研究協会
- 三 代表者の氏名
徳永 道弘
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区外神田二丁目三番七号 アーバンファーストビル八階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く我国全般(国、地方自治体、企業、市民など)に対して、環境の回復・保全・創造に関する事業を行い、地域及び地球環境問題の解決に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年七月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアサポート湧
- 三 代表者の氏名
武 尚子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都小金井市前原町三丁目三十六番十六号
- 五 定款に記載された目的

この法人は助け合いの心を大切にす市民と共に、安心して住み続けられる街づくりの一環として、地域住民の保健・医療・福祉に関するサービス事業を行い、社会全体の利益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に關する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に關する工事は、完了した。
平成二十八年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博
開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名
立川市一番町五丁目七番三及 立川市砂川町二丁目五十九番地の三
株式会社ムサシ田中企画
代表取締役 田中 太

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

平成二十八年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

武蔵村山市中藤三丁目二十五
 番一及び同番六
 西東京市東伏見三丁目六番
 十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

昭島市郷地町三丁目七百六十
 一番二
 立川市幸町一丁目二十一番
 地一
 株式会社アステイク
 代表取締役 宮谷 祐介

福生市大字熊川字北六百七十
 一番一
 西東京市北原町三丁目二番
 二十二号
 株式会社アーネストワン
 代表取締役 松林 重行

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

平成二十八年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

狛江市猪方二丁目百三十九番
 一の一部
 西東京市東伏見三丁目六番
 十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

三鷹市井口二丁目九十番三、
 同番十七、同番二十一及び同
 番二十三
 西東京市南町五丁目五番十
 三号
 株式会社藤和ハウス
 代表取締役 河野 祥子

東村山市久米川町五丁目十番
 二十九、同番三十の一部、同
 番三十一及び同番三十二の一
 部
 西東京市東伏見三丁目六番
 十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

平成二十八年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

東村山市秋津町三丁目三十一
 番五から同番七まで
 埼玉県狭山市大字水野千五
 十番地十五
 株式会社佐久間工務所
 代表取締役 佐久間智広

府中市小柳町三丁目二十五番
 六から同番八まで
 小平市鈴木町一丁目四百七
 十二番地四十
 誠賀建設株式会社
 代表取締役 加賀美 誠

東久留米市下里三丁目六百八
 十七番一の一部、同番一地先、
 六百八十八番一及び六百九十
 七番一
 東久留米市八幡町二丁目十
 四番三十三号
 株式会社斉藤物産
 代表取締役 斉藤 正人

府中市小柳町二丁目四十七番
 五、同番五地先、同番六、同
 番十及び同番十一
 西東京市東伏見三丁目六番
 十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

武蔵野市吉祥寺本町四丁目千
 八百三十六番四十四
 新宿区西新宿一丁目二十六
 番二号
 野村不動産株式会社
 代表取締役 宮嶋 誠一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店
 舗の変更について届出があったので、同条第三項において
 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
 あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、平成二十八年十月二十七日から四月以内に東京都
 産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八
 番一号）に到着するように提出してください。

平成二十八年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 コープとうきょう小川西町店
- 二 店舗所在地 小平市小川西町一丁目二番一号
- 三 設置者名 有限会社小山商店
- 四 設置者住所 小平市小川町一丁目九百十番地
- 五 変更前の開店時刻 午前十時

<p>六 変更後の開店時刻 午前九時</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用することができない時間帯 午前九時三十分から午後十時四十分まで</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用することができない時間帯 午前八時三十分から午後十時四十分まで</p> <p>九 変更日 平成二十八年十二月一日</p> <p>十 届出日 平成二十八年十月三日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十二 縦覧期間 平成二十八年十月二十七日から平成二十九年二月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までは除く。</p> <p>平成28年度自衛消防技術試験（臨時）の実施について</p> <p>火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の4の規定により、自衛消防技術試験を次のとおり行う。</p> <p>平成28年10月27日</p> <p>東京消防庁 消防総監 高橋 淳</p> <p>1 試験の実施日時及び実施場所 (1) 実施日時 平成28年12月6日（火曜日）、平成29年1月31日（火曜日）及び同年3月28日（火曜日）</p>	<p>各日とも午前9時から午後5時15分まで</p> <p>(2) 実施場所 東京消防庁消防技術試験講習場 千代田区外神田四丁目14番4号</p> <p>2 受験申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 平成28年11月1日（火曜日）から各試験日の5日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）</p> <p>なお、各試験の受験申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>3 問合せ先</p> <p>(1) 都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）</p> <p>4 その他 受験願書は、各受付場所で配布する。</p>	<p>発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)</p> <p>郵便番号 163-8001</p> <p>定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)</p> <p>印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)</p> <p>郵便番号 113-0001</p>
---	---	---